

令和4年1月14日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに  
新型コロナウイルスの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡につきまして、日本医師会より通知がありました。内容は下記の通りであり、詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

#### 記

○市区町村は、一般高齢者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施できること。また、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、令和4年3月を待たず同取扱いを実施することとして差し支えないが、ワクチンの供給スケジュールに変更はないこと。

○市区町村及び職域接種を実施する企業・大学等は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施できること。また、市区町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、令和4年3月を待たず、同取扱いを実施することとして差し支えないが、ワクチンの供給スケジュールに変更はないこと。

【参考・日本医師会通知ホームページ（通知文掲載先）】

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】  
大阪府医師会  
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）